

学期末試験受験上の注意

- I. 学期末試験に関する事項は、学部規程に定めるもののほか、次のように定める。
ただし、全学教育科目については適用しない。

定期試験

- 1 試験は、その期に講義が実施された授業科目について実施する。
- 2 試験は、最も近い期に実施された講義内容について実施する。
- 3 試験は当該学期に履修した授業科目についてのみ受験することができる。
- 4 春学期末試験により卒業資格を得た学生は9月で卒業することができる。
但し、9月の所定の期日（掲示により周知）までに申し出ること。
- 5 身体的、精神的な理由により、定期試験時に特別な措置を必要とする者は、定期試験開始の2か月前までに医師の診断書を持参し文系教務課（経済）へ申し出ること。

追試験

- 1 病気、その他やむを得ない事由により当該学期に履修した科目の試験を受けることができなかつたときは、追試験を受験できる。
- 2 追試験を受けようとする学生は、定期試験の翌日から1週間以内に医師の診断書またはその事由を詳記した書類を付して、所定の用紙で学部長に願い出なければならない。
- 3 追試験の時期は原則として春学期は8月下旬、秋学期は2月下旬とする。

不正行為

- 1 試験の際、不正行為があつた場合には、当該学期の取得可能単位を全学教育科目を含め全て認めない。
※ NUCTによる筆記試験が実施される科目については、以下に該当する行為を言う。
(1) 本人以外による者が解答を行う行為。
(2) 本人以外による者が作成した解答を本人のものとして解答を行う、あるいは参照して解答を行う行為。
(3) 本人が本人以外の者と共同して解答を行う行為。
(4) 剽窃、盗用
(5) 解答あるいは解答の行う過程に関して、虚偽の申告を行う行為。
(6) その他、当該科目の教員が不正行為と認めた行為。

II. 受験者心得

- ※ NUCTによる筆記試験が実施される科目については、各項目の下に*を付して注意を補足しているので、留意をすること。
- ※ NUCTによる筆記試験が実施される科目に指示されている時刻は、NUCT上で示されている時刻を指す。
- ※ 試験開始前にはPC等の準備、インターネットの状況の確認を各自十分に行い、NUCTによる筆記試験が円滑に行われるよう環境を整えておくこと。

- (1) 試験開始後10分以上遅刻した者は、試験場に入ることができない。
* 試験開始後10分以上遅刻してNUCT上の試験問題にアクセスを行った者の解答については原則、採点の対象外となる。なお、当該科目の教員の指示がある場合にはそれに従うこと。
- (2) 受験者は、試験開始後30分以上経過しなければ退場することができない。
* 試験問題への解答の提出が可能となるのは試験開始30分後とし、それ以前に提出されたものは原則、採点の対象外となる。なお、当該科目の教員の指示がある場合にはそれに従うこと。

(3) 一旦試験場に入った者は、問題の解答をしなくても答案用紙に学年・学生番号・氏名を記入のうえ提出しなければならない(理由のいかんを問わず、答案用紙の持帰りは厳禁する)。

* NUCT上の試験問題にアクセスを行った者は、問題への解答が不十分であったとしても、必ず提出しなければならない。

* 試験中、特に試験終了直前にはアクセスの集中等によるシステム障害も発生する恐れが十分にありうるので、余裕をもって提出することが望ましい。

* 解答の提出・アップロード等は、解答のファイルに間違いがないか、必ず確認をした後で行うこと。

* 当該科目の教員の指示がある場合にはそれに従うこと。

(4) 学生証を必ず持参し、机の上に置かなければならない。

(5) 席は指定された席に着席しなければならない。

(6) 筆記用具および時計(ただし、時計機能のみのもの)以外のものは、必ず鞆に入れて机の下に置かなければならない。

(7) 書き損じた用紙を切り離すことは禁止する(その箇所を×引すること)。

(8) 下書きを要するときは用紙の裏面を利用しなければならない。

(9) 答案用紙は指定の場所へ提出しなければならない。

(10) 受験中は静粛を旨とし、みだりに発言してはならない。

(11) 不都合な行為があった者は、監督者が退室を命ずることがある。

(12) 受験中は携帯電話等の電源は切っておくこと。

(13) 自然災害等に伴う定期試験の取扱いについては、「履修上の注意8」を参照のこと。

* NUCTによる筆記試験が実施される科目については、暴風警報が発令された場合においても、原則実施する。